

株式会社 いちか 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社いちかと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 会計コンサルティング業務
2. 経営コンサルティング業務
3. IT事業に関するコンサルティング業務
4. 前各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市鶴見区諏訪坂13-13に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、100株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第7条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(議長)

第8条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たり、社長に事故または支障があるときには、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第9条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第4章 取締役および代表取締役

(取締役の員数)

第10条 当会社には、取締役1名以上を置く。

(取締役の選任)

第11条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって決する。

2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第12条 取締役の任期は、就任後10年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(社長および代表取締役)

第13条 当会社にと取締役が2名以上いるときは、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によって定めるものとする。取締役が1名の時は当該取締役を代表取締役とする。

2 代表取締役は社長とし、会社の業務を執行する。

第5章 計 算

(事業年度)

第14条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第15条 剰余金の配当は毎事業年度末日の株主名簿に記載された株主または質権者に対して行う。

2 剰余金の配当は、支払の提供をしてから満3年を経過したときは当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際しての発行する株式等)

第16条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は普通株式20株とし、発起人がその全部を引き受ける。

2 発起人が前項の設立に際して発行する株式と引換えに払い込む金銭の額は1株につき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額)

第17条 当会社の設立に際して出資する財産の価額は、金10万円とする。

(発起人の氏名、住所および引受株式数)

第18条 発起人の氏名、住所および発起人が割当てを受け、引き受けた株式数は次のとおりである。

神奈川県横浜市鶴見区諏訪坂13-13

普通株式10株 山口健一

(設立時取締役)

第19条 当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

神奈川県横浜市鶴見区諏訪坂13-13

設立時取締役 山口健一

(設立後の資本金の額)

第20条 当会社の設立後の資本金の額は、金10万円とする。

(最初の事業年度)

第21条 当会社の最初の事業年度は、当会社設立の日から2021年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第22条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上株式会社いちかを設立するため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

2020年 7月 1日

発 起 人 山 口 健 一